

2016年9月21日
日 本 銀 行

ETFの銘柄別の買入限度にかかる見直しについて

日本銀行は、平成28年9月20・21日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の一層の円滑化を図る観点から、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成25年4月4日決定）を別紙1のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

また、当該決定を踏まえ、指数連動型上場投資信託受益権（ETF）の買入限度に関して、別紙2のとおり取扱うこととしましたので、併せてお知らせします。

以 上

<本件照会先>

(別紙1について)

企 画 局 鈴木・森下 (03-3277-2877)

(別紙2について)

金融市場局 奥野・浜野 (03-3277-1272)

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」 中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 買入限度額

(1) 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、銘柄別の買入限度は、本行による買入れが当該銘柄毎の時価総額に概ね比例しておよび当該銘柄が連動するよう運用される指数の対象範囲等を勘案して行われるよう本行が別に定める上限とする。

(2) 略（不変）

(附則)

この一部改正は、平成28年10月3日から実施する。

2016 年 9 月 21 日

日本銀行金融市場局

ETF の銘柄別の買入限度について

日本銀行は、平成 28 年 9 月 20・21 日の政策委員会・金融政策決定会合において、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」を一部改正することを決定しました。

これを受け、ETF の銘柄別の買入限度を以下のとおり見直し、2016 年 10 月から実施することとします¹。

(見直し前)

- ・ 銘柄別の買入限度は、3 指数（TOPIX、日経 225、JPX 日経 400）に連動する ETF を対象に、銘柄毎の時価総額に概ね比例するように設定。

(見直し後)

- ・ 銘柄別の買入限度は、日本銀行による買入れが以下のとおり行われるように設定。
 - ① 年間買入額 5.7 兆円のうち、3 兆円については、従来どおり、3 指数に連動する ETF を対象に、銘柄毎の時価総額に概ね比例するように買入れる。
 - ② 残りの 2.7 兆円については、TOPIX に連動する ETF を対象に、銘柄毎の時価総額に概ね比例するように買入れる。

(参考) 見直し後の年間買入額のイメージ

2.7兆円	TOPIX		
3.0兆円	TOPIX	日経225	JPX 日経 400

¹ 「設備投資および人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための指数連動型上場投資信託受益権買入等に関する特則」（平成 28 年 3 月 15 日決定）に基づく ETF の買入れ（年間約 3,000 億円）については、銘柄別の買入額の設定に変更はありません。